

人事異動通知書等に関する事務処理要領について

発出年月日：昭和56年03月28日

文書番号：沖例規務4

公表範囲：全文（様式省略）

沖縄県警察の処務に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第3号）第40条の定めに基づいて、次のとおり人事異動通知書等に関する事務処理要領を定め、昭和56年4月1日から施行することにしたから事務取扱い上誤りのないようにされたい。

なお、この例規に定めのない人事異動については、4の定めを準用されたい。

記

1 人事異動の種別及び内容

職員の採用、配置換え、昇給等の種別及び内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 辞令原簿

(1) 警務部警務課に辞令原簿（様式第1号）を、各所属に所属辞令原簿（様式第2号）を備えつけるものとする。

(2) 人事異動の発令通知は、警察本部長人事にあつては、辞令原簿、所属長人事にあつては、所属辞令原簿によりそれぞれ行うものとする。

3 人事異動発令通知の方法

(1) 警察本部長が行う人事異動の発令通知は、当該職員の所属長に対し、文書をもつて通達するとともに、当該職員に対し人事異動通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。ただし、昇給の発令、術科指導員の任免、その他簡易な事項の発令については、人事異動通知書の交付を省略することができる。

(2) 所属長の行う人事異動の発令は、所属辞令原簿による閲覧示達又は当該職員に対し、口頭をもつて令達し、受令者をして所属辞令原簿に押印させて行うものとする。

4 人事異動の発令形式

職員の人事異動に関する発令の形式は、その人事異動の種別に応じて別表2に掲げる発令形式を用いるものとする。

5 保存期間

この例規で定める辞令原簿等の保存期間は、永久保存とする。

別表第1（1関係）

人事異動事項の種別及び内容

種 別	内 容
1 採用	現に職についていない者を新たに任命する場合（任命権者を異にする他の機関から出向により異動してきた職員をその職員に任用する場合を含む。）
2 昇任	法令その他の規定により正式の名称を与えられている上位の職につける場合をいう。
3 降任	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の規定又はその他の規定により公の名称を与えられている下位の職に任命する場合をいう。
4 配置換え及び職務換え	職員の所属を異動させ、又は職務の担当を変更させる場合をいう。
5 任命換え	職員としての身分を中断することなく沖縄県警察一般職員の職に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第18号）に定める職員の職の相互間、又は警察官と一般職員相互間で職員を異動させることをいう。
6 兼務	1又は2以上の所属（職）で勤務を命ぜられている職員をその勤務を命じたままで、更に他の所属（職）に勤務させることをいう。
7 事務取扱い	職員の職が欠けている場合又は外国出張等の場合にその職員の職の職務を当該職員の職より上位の職員の職にある者に取扱いさせることをいう。
8 事務代理	職員が外国に出張、病気その他の理由等により長期不在等の場合に、その職員の職務を当該職員より下位の職員の職にある者に代理させることをいう。
9 心得	職員の職が欠けている場合に、その職員の職務を当該職員の職より下位の職員の職に任命されている者に一時的に代行させることをいう。
10 昇給	同一の職務の等級の中で昇給させる場合をいう。
11 給与額改定	非常勤職員又は臨時的任用の職員の日額又は月額による給与額を決定する場合をいう。
12 入校	職員に研修を受けさせるため警察各級学校及びその他の機関へ入校又は研修させる場合をいう。
13 療養	沖縄県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第12号）第18条第3項の規定に基づき療養させる場合をいう。
14 復勤	療養により職務に従事しない職員（退職者を除く。）を職務に復帰させる場合をいう。
15 休職	地方公務員法第28条第2項の規定により職員としての身分を保有するが、職務に従事しない場合をいう。
16 復職	休職中の職員を職務に復帰させる場合をいう。
17 出向	職員としての身分を中断することなく任命権者を異にする他の機関の職へ異動させる場合をいう。
18 派遣・外国出張等	職員を本来の勤務場所以外の場所にさしつかわすことをいう。
19 辞職	職員の意に基づいて職を退く場合をいう。
20 退職	死亡又は任用期間の満了によつて職を退く場合をいう。
21 免職	地方公務員法第28条第1項の規定に基づきその意に反して職を免ずる場合をいう。
22 失職	地方公務員法第28条第4項の規定又はその他法令の規定によつて当然にその職を失う場合をいう。

別表第2 (4 関係)

異 動 区 分		文 例
採 用	警察官初任採用	沖縄県巡査に任命する 公安職給料表○等級○号給を給する沖縄県警察 学校初任科（長期課程・短期課程）第○期に入 校を命ずる
	警察官（初任科除く。）及 び一般職員採用	沖縄県 <input type="text" value="階級(職)"/> に任命する <input type="text" value="給料表名"/> ○等級○号給を給する <input type="text" value="所属"/> 勤務を命ずる
	非常勤職員 採用	警 察 医 術 科 師 範 <input type="text" value="所属又は
沖縄県警察"/> <input type="text" value="警察医
術科師範
名誉術科師範"/> を嘱託する 日手当○○円を給する
	臨時職員採用	沖縄県警察臨時職員に採用する 任用の期間を 年 月 日までとする <input type="text" value="給料表名"/> ○等級○号給を給する <input type="text" value="所属"/> 勤務を命ずる
昇 任		沖縄県 <input type="text" value="階級(職)"/> に任命する（ <input type="text" value="職"/> を命ずる） （注）ひとつの異動とともに他の異動（例えば 職、所属、給料等の異動）を伴うときは、 配置換、給料発令等の様式で併記する。 （以下同じ。）
降 任		地方公務員法第28条第1項により <input type="text" value="階級(職)"/> に降任させる
配	本部以外の各所属の課長 以上の職員	<input type="text" value="職名"/> を命ずる
	本部の所属の補佐等以上 の職員	<input type="text" value="所属"/> 補佐等を命ずる
置 換	その他の職 員	所属間配置 換えの場合 <input type="text" value="所属"/> 勤務を命ずる <input type="text" value="職名"/> を命ずる
		所属内職務 換えの場合 <input type="text" value="職名"/> を命ずる <input type="text" value="勤務箇所"/> 勤務を命ずる （注） 外勤勤務員の場合

任命 換	警察官と一般職員又は一般職員相互の任命換え	沖縄県 <input type="text"/> 階級(職) に任命する <input type="text"/> 給料表名 <input type="text"/> ○等級○号給を給する <input type="text"/> 所属 勤務を命ずる
兼 務	新たに2以上の職に任命する場合	<input type="text"/> 職名 <input type="text"/> 兼職名 を命(免)ずる <input type="text"/> 所属 <input type="text"/> 兼所属 勤務を命(免)ずる
事務 扱 取	上位の者が下位の職を取扱 いする場合	<input type="text"/> 職名 事務取扱いを命(免)ずる
事務 代 代	下位の者が上位の職を代理 する場合	<input type="text"/> 職名 事務代理を命(免)ずる
心得		<input type="text"/> 所属 ○○○心得を命ずる
委員等の任免		<input type="text"/> 委員会名 委員(長)を命(免)ずる
音楽隊員の任免		<input type="text"/> 隊名 員 $\left\{ \begin{array}{l} \text{隊長} \\ \text{副隊長} \\ \text{楽長} \end{array} \right\}$ を命(免)ずる
術科指導員の任免		<input type="text"/> 所属名 術科指導員()を命(免)ずる
給料(昇給を含む。)		<input type="text"/> 給料表名 等級 号給 を給する 等級特に 円
給与額改定		月手当(日額手当) ○○円を給する
入校		警察大学校(○○科○部第○○期)に入校を命ずる ○○管区警察学校(○○部○○科第○○期)に入校を命ずる
療養		沖縄県警察職員の健康管理に関する訓令第18条第3項により療養を命ずる
復勤		復勤を命ずる

休 職	休職発令	地方公務員法第28条第2項第 号により休職を命ずる 休職の期間は 年 月 日までとする (注) 第28条第2項第2号により発令する場合は期間を入れない。
	期間の更新	休職の期間を 年 月 日まで更新する
復 職		復職させる 職 (所属 勤務) を命ずる
出 向		機関名 に出向させる
派遣・外国出張等		〇〇に派遣する 〇〇のため〇〇に出張を命ずる 期間 年 月 日から 年 月 日まで (期間は省略することができる。)
離 職	辞 職	辞職を承認する
	退 職	理由 により退職
	免 職	地方公務員法第28条第1項の規定により免職する。
	失 職	理由 により失職

様式第1号～様式3号 省略